

山梨県公報

第九十一号

令和二年

四月二十三日

木曜日

山梨県知事 長崎 幸太郎

目次

○道路の区域変更……………	一九一
○道路の供用開始(二件)……………	一九一
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	一九二
訓令	
○健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令……………	一九二
公告	
○基本測量の終了(三件)……………	一九三
○公共測量の終了(二件)……………	一九三
○基本測量の実施……………	一九三
○公共測量の実施(二件)……………	一九三
選挙管理委員会	
○政治団体の名称等の届出……………	一九四
○不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し……………	一九九
○不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正(二件)……………	一九九
人事委員会	
○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………	一九九
公安委員会	
○一般競争入札について……………	一九九

告示

山梨県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年五月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市須玉町比志字向田官有無番地地先から 北杜市須玉町比志字向田二二六六番地先まで	旧	七・九	二二・五
	新	七・九	一三・二
			六一・五

山梨県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和二年五月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎増富線	北杜市須玉町江草字上中田一〇 二七三番一地先から 北杜市須玉町江草字高畑一〇二 八六番一地先まで	四三・五	令和二年四月二十三日

山梨県告示第百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所

所において、この告示の日から令和二年五月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	塩平窪平線	山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二 一六五番一地先から 山梨市牧丘町西保下字欠ノ下二 二二四番三地先まで	一〇八・八	令和二年四月二十三日

山梨県告示第五十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に
供する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十四号までの標柱 を順次結んだ線及び標柱番号十四号と一号の標柱を結んだ線に囲まれ た区域	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
		岩窪2丁目	一	甲府市	同	同	同	同	古府中町
	二	同	同	同	同	同	同	同	同
	三	同	同	同	同	同	同	同	同
	四	同	同	同	同	同	同	同	同
	五	同	同	同	同	同	同	同	同
	六	同	同	同	同	同	同	同	同
	七	同	同	同	同	同	同	同	同

訓 令

山梨県訓令甲第十四号

健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

健やか・快適環境創造本部規程の一部を改正する訓令

健やか・快適環境創造本部規程（平成二十七年山梨県訓令甲第十四号）の一部を次の
ように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県環境保全推進本部規程

第一条中「健やか・快適環境の創造」に向けて、魅力あふれる景観の創造及び地球
温暖化対策、廃棄物対策、自然保護対策等の環境の保全を「環境の保全及び創造」
に、「効果的」を「計画的」に、「健やか・快適環境創造本部」を「山梨県環境保全推
進本部」に改める。

別表第一中「総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長」を「知事秘書
監 知事政策局長 スポーツ振興局長」に、「森林環境部長 エネルギー局長」を「森
林環境部長」に、「観光部長」を「観光文化部長」に改める。

別表第二中「総合政策部次長 オリンピック・パラリンピック推進局次長」を「知事
政策局次長 スポーツ振興局次長」に、「森林環境部次長 エネルギー政策推進監」を
「森林環境部次長」に、「観光部次長」を「観光文化部次長」に、「企業局次長」を
「企業局長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（機動観測）

二 測量の地域 山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村

三 測量の期間 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（湖沼調査）

二 測量の地域 山中湖及び本栖湖

三 測量の期間 令和元年五月一日から令和二年三月三十一日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により山梨県から次のおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（一級水準測量）

二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町

三 測量の期間 令和元年十一月一日から令和二年三月十三日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により都留市から次のおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影）

二 測量の地域 都留市全域

三 測量の期間 令和元年十一月二十日から令和二年三月三十日まで

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 基本測量（航空重力測量）

二 測量の地域 山梨県全域

三 測量の期間 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により昭和町から次のおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（デジタル撮影）
- 二 測量の地域 昭和町全域
- 三 測量の期間 令和二年四月三日から令和三年三月三十一日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 山梨県全域
- 三 測量の期間 令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項、第十九条第二項及び第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和二年四月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさ彦

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
政党の支部

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
自由民主党山梨県笛吹市第二支部	志村直毅	佐野淳一	笛吹市石和町東油川一七二	令和二年一月一日	令和二年四月六日

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山本みちると北杜のこどもの未来を想う会	山本美智留	山本瑞人	北杜市白州町白須一〇〇二一 白州甲斐駒団地二〇一	令和二年四月一日	令和二年四月一日
信和会	斉藤和由	原田孝安	甲府市朝気二一 一 一八	令和二年四月一日	令和二年四月二日
加藤和秀幸を支援するわの会	横瀬 健	青柳 諭	北都留郡小菅村二〇七八	令和二年四月七日	令和二年四月七日
市民の力甲斐	木村富貴子	齋藤省三	甲斐市竜王一六九一	令和二年四月四日	令和二年四月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	白友会	刑部一吉	濱口新斗	南都留郡富士河口湖町船津一五〇五	令和二年三月十五日	令和二年三月十六日
旧	喜友会	渡辺健太	土屋宜貴	南都留郡富士河口湖町小立二四七九	令和二年二月十一日	令和二年三月十九日
新	富士新流会くみらいく	渡辺健太	濱口新斗		令和元年五月十七日	令和二年三月十九日
旧	山梨県土地家屋調査士政治連盟		渡邊 康		令和元年五月十七日	令和二年三月十九日
新	山梨県美容政治連盟		清水春菜		平成三十一年二月二十八日	令和二年三月十九日
旧	山梨県美容政治連盟		前田茂樹		平成三十一年二月二十八日	令和二年三月十九日
新	幸福実現党山梨県本部		鬼塚裕介		令和二年三月一日	令和二年三月二十三日
旧	幸福実現党山梨県本部		西脇 愛		令和二年三月一日	令和二年三月二十三日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
山久会	渡辺久男	小林祺一郎	南都留郡鳴沢村三四八〇―一	令和元年十二月二十日	令和二年三月十六日
渡辺たかぞう後援会	渡辺隆三	大森一行	南都留郡忍野村忍草一三六一	令和元年十二月二十八日	令和二年三月十六日
桃輝会	中村正則	小島重人	笛吹市八代町岡二五一	令和元年十二月三十一日	令和二年三月二十三日
にしわき愛後援会	宮松宏至	菊地祥一郎	甲府市国母二―三―四四	令和元年十二月七日	令和二年三月二十三日
税理士による高野剛後援会	前原 昇	市川正文	甲府市中央二―一―二三山梨県税理士会館内	令和二年三月一日	令和二年三月二十五日
飯島正樹後援会	飯島正樹	飯島牧子	甲府市上石田四―一―二二	令和元年十二月三十一日	令和二年三月三十日
石井由己雄後援会	和田 功	鈴木啓文	大月市笹子町吉久保五八一	令和元年十二月三十日	令和二年三月三十日
石井由己雄政策研究会	石井由己雄	鈴木啓文	大月市笹子町吉久保五八一	令和元年十二月三十日	令和二年三月三十日
天野としお後援会	天野利夫	天野秀作	都留市境二八三―三	令和元年十二月二十日	令和二年三月三十一日
佐野かつや後援会	佐野勝也	雨宮順子	西八代郡市川三郷町上野一六三八―一	令和元年十二月三十一日	令和二年三月三十一日
武友会	小俣 武	久保田誠	都留市下谷三―六―二三	令和元年十二月二十日	令和二年三月三十一日
水岸富美男後援会	田中光夫	杉田桂一	都留市境一二五	令和元年十二月二十五日	令和二年三月三十一日
信和会	斉藤和由	平田 正	甲府市朝氣二―一―一八	令和二年三月三十一日	令和二年四月二日
さとう久後援会健甲会	小澤浩和	長田秀一	甲府市飯田四―四―四	令和元年十二月三十一日	令和二年四月六日
内藤優後援会	小林平吉	笠井 信	西八代郡市川三郷町岩間二八三九―二	令和二年四月四日	令和二年四月七日

政治資金規正法第十九条第二項による届出 資金管理団体指定届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
山本美智留	市議会議員	山本みちると北杜のこどもの未来を想う会	北杜市白州町白須一〇〇二一―一 白州甲斐駒団地二〇一	山本美智留	令和二年四月一日	令和二年四月一日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
渡辺久男	村長	山久会	南都留郡鳴沢村三四八〇―一	渡辺久男	令和元年十二月二十日	令和二年三月十六日
中村正則	県議会議員	桃輝会	笛吹市八代町岡二五―一	中村正則	令和元年十二月三十一日	令和二年三月二十三日
石井由己雄	市長	石井由己雄政策研究会	大月市笹子町吉久保五八―一	石井由己雄	令和元年十二月三十日	令和二年三月三十日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	異動年月日	届出年月日
新	志村直毅	県議会議員	志村直毅後援会なおき会			平成三十一年四月三十日	令和二年三月二十五日
旧		市議会議員					

山梨県選挙管理委員会告示第二十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消す。

令和二年四月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

施設の名称	所在地
慈恵寮	山梨県南アルプス市小笠原八八〇番地の三

山梨県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設に関する告示（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のとおり改正する。

令和二年四月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

表中「財団法人山梨厚生会山梨厚生病院」を「公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十年山梨県選挙管理委員会告示第四十八号）の一部を次のとおり改正する。

令和二年四月二十三日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 まさゑ

表中「財団法人山梨厚生会塩山市民病院」を「公益財団法人山梨厚生会塩山市民病院」に改める。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月二十三日

山梨県人事委員会

委員長 井 出 興 五 右 衛 門

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号に次のように加える。

チ その他人事委員会が定める臨時又は緊急の業務の処理のための当直勤務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年四月二十三日

山梨県警察本部長 大 窪 雅 彦

一 一般競争入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量 自動暗号化システム 一式
 - 2 借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 借入期間 令和二年九月一日から令和七年八月三十一日まで
 - 4 借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 二 事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課
- 三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指

名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない者

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二條第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員である者(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 令和二年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(令和二年山梨県告示第八十号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一〇

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和二年五月十四日(木)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の交付場所において交付する。ただし、最終日(五月十四日)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所 令和二年六月五日(金) 午前十一時 山梨県警察本部(防災新館)二階聴聞室

4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 令和二年六月四日(木) 午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担当(郵便番号四〇〇一八五八六 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に到着すること。

5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

五 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 入札者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から令和二年六月一日(月)までの間(県の休日を除く。)の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までに四一の場所に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。ただし、最終日(六月一日)に持参する場合は午前八時三十分から正午までとする。

5 契約書作成の要否 要

6 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約であることから、翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することが

ある。

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部警務部情報管理課 電話〇五五―二二一―〇一一〇

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Computer Systems for Yamamashi Prefectural Police Information Network, 1 Set

2 Date and time for tender: 11:00 AM June 5, 2020

3 Bureau in charge: Information System Planning and Direction Section, Information Management Division, Police Administration Department, Yamamashi Prefectural Police Headquarters 1-6-1 Marumouchi Kofu Yamamashi 400-8586 Japan TEL 055-221-0110

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番